

# かづの土地改良区定款

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この土地改良区は、農用地の改良、開発、保全及び集団化のために、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

また、土地改良事業の施行にあたっては、その事業は、環境との調和に配慮しつつ、地域の土地資源の総合的な開発及び保全に資するとともに地域経済の発展に適合するものとする。

(名称及び認可番号)

第2条 この土地改良区は、かづの土地改良区という。

2 この土地改良区の認可番号は、指令鹿農-57号である。

(地区)

第3条 この土地改良区の地区は、別表に掲げる地域（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

(事業)

第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約、管理規程及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。

1 地区内全域のかんがい排水施設、農業用道路、その他農地の保全または利用上必要な施設の新設、改修、維持管理及び災害復旧

2 地区内全域の区画整理、農用地の造成及びその他農用地の改良又は保全のため必要な事業

2 この土地改良区は、前項第1号の事業に附帯して次に掲げる事業を行う。

一 畑地化促進排水事業

二 農地中間管理機構から委託を受けて行う事業

三 農地維持、資源向上等の多面的機能支払交付金事業を行う活動組織に参画して行う当該事業及び当該活動組織から委託を受けて行う事業

3 この土地改良区は、第1項の事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。

4 この土地改良区は、県営事業によって造成された施設を管理委託または譲与された場合は、これを受託または引き受ける。

5 この土地改良区は、県営事業に係る換地業務について委託された場合は、これを受託する。

6 この土地改良区は、県営ほ場整備事業に係る次に掲げる事業を行う。

(1) 担い手育成土地利用調整推進事業

(2) 担い手育成農地集積事業

7 この土地改良区は、前項に掲げる事業のほか第1条に規定する目的のための事業を行うとともに、当該事業に係る業務を委託等された場合はこれを受託する。

8 この土地改良区は、第1項第1号の事業を行うに当たり、鹿角市より鹿角市山村開発センターの日直業務及び施設管理業務について委託された場合は、これを受託する。

9 この土地改良区は、秋田県土地改良事業団体連合会鹿角支部より事務を委託された場合は、これを受託する。

(事務所の所在地)

第5条 この土地改良区の事務所は、鹿角市花輪に置く。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示場及びこの土地改良区の地区の属する市の事務所の掲示場に掲示してこれをする。

2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知し又は秋田魁新報に掲載するものとする。

## 第2章 准組合員及び施設管理准組合員

(准組合員等たる資格)

第7条 次に掲げる者は、この土地改良区の准組合員となることができる。

- 一 この土地改良区の地区内にある土地の所有者であって、組合員でないもの
  - 二 この土地改良区の地区内にある土地につき所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者であって、組合員でないもの
- 2 農地維持、資源向上等の多面的機能発揮促進事業を行う活動組織その他の団体であって、この土地改良区の地区内において土地改良施設の管理に関連する活動を行うものは、この土地改良区の施設管理准組合員となることができる。

(准組合員等の加入)

第8条 この土地改良区の准組合員になろうとする者は、次に掲げる事項を記載した加入申込書を土地改良区に提出しなければならない。

- 一 准組合員になろうとする者の氏名、生年月日及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
  - 二 准組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在及びその資格に係る権利の種類
  - 三 准組合員になろうとする者に、法定代理人、後見人又は保佐人があるときは、その氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
  - 四 自ら又は第三者を利用して第11条第1項第2号から第6号までのいずれかに該当する行為を行わないことの確約
- 2 前項の場合において、准組合員になろうとする者がその資格に係る権利の目的たる土地の組合員と賦課金及び夫役現品の分担をしようとするときは、加入申込書に第37条の書面を添付しなければならない。
- 3 この土地改良区の施設管理准組合員になろうとする団体は、次に掲げる事項を記載した加入申込書を土地改良区に提出しなければならない。
- 一 施設管理准組合員になろうとする団体の名称、住所及び代表者の氏名（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
  - 二 自ら又は第三者を利用して第11条第1項第2号から第6号までのいずれかに該当する行為を行わないことの確約
- 4 前項の場合においては、加入申込書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 定款又はこれに代わるべき書類
  - 二 団体の主たる構成員がこの土地改良区の地区の周辺の地域内に住所を有する者であることを証する書面
  - 三 土地改良施設の管理に関連する活動の実績又は計画を記載した書面
- 5 この土地改良区は、第1項又は第3項の加入申込書を受け、これを承諾したときは、書面をもってその旨を申込者に通知し、組合員名簿に記載するものとする。

(資格変動の申出)

第9条 准組合員及び施設管理准組合員（以下「准組合員等」という。）は、前条第1項、第3項又は第4項の規定により提出した書類の記載事項に変更があつたとき又は准組合員等たる資格を失い、若しくはその資格に変動があつたときは、直ちにその旨をこの土地改良区に申し出なければならない。

(准組合員等の脱退)

第10条 准組合員等は、60日前までに、予告して脱退することができる。この場合において、准組合員がその資格に係る権利の目的たる土地の組合員と賦課金及び夫役現品の分担をしているときは、第38条の書面を提出しなければならない。

- 2 准組合員等は、次に掲げる事由によって脱退する。
- 一 准組合員等たる資格の喪失
  - 二 死亡又は解散
  - 三 除名

3 この土地改良区は、准組合員が脱退したときは、その旨をその准組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の組合員に通知しなければならない。

(准組合員等の除名)

第11条 准組合員等が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決によってこれを除名することができる。この場合には、総会の日から10日前までに当該准組合員等に対してその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

一 賦課金の納入又は土地改良施設の管理への協力その他この土地改良区に対する義務の履行を怠ったとき。

二 この土地改良区の事業を妨げる行為をしたとき（第三者を利用してしたときを含む。以下この項において同じ。）

三 法令、法令に基づいてする行政庁の処分又はこの土地改良区の定款若しくは規約に違反し、その他故意又は重大な過失によりこの土地改良区の信用を失わせるような行為をしたとき。

四 暴力的な要求行為をしたとき。

五 法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき。

六 前各号に準ずる行為をしたとき。

2 この土地改良区は、准組合員等の除名を議決したときは、その理由を明らかにして、その旨をその准組合員等に通知しなければならない。

### 第3章 会 議

(総代会)

第12条 この土地改良区に総会に代わるべき総代会を設ける。

(総代の定数及び選挙区)

第13条 総代の定数は、50人とする。

(総代の選挙)

第14条 総代は、組合員が総会外においてこれを選挙する。

2 この定款に定めるもののほか、総代の選挙に関し必要な事項は、附属書総代選挙規程で定める。

(総代の任期)

第15条 総代の任期は、4年とし、総選挙により選挙された総代の就任の日から起算する。ただし、土地改良法（以下「法」という。）第23条第4項において準用する法第29条の3第1項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消による選挙によって選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選挙が、総代の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(総代の失職)

第16条 総代がその被選挙権を失ったときは、その職を失う。

(通常総代会の時期)

第17条 この土地改良区の通常総代会の時期は、毎事業年度1回3月とする。

(組合員の請求による会議招集)

第18条 組合員が、総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、書面により総代会の招集を請求したときは、理事は、その請求があった日から20日以内に総代会を招集しなければならない。

(書面又は代理人による議決)

第19条 やむを得ない理由のため、総代会に出席することができない総代は、あらかじめ通知した事項について、書面又は代理人により議決権を行うことができる。

2 書面により議決権を行おうとする総代は、あらかじめ通知のあった事項について、書面にそれぞれ賛否を記載し、総代会の会日の前日（通知で別に定めたときは、その日時）までにこの土地改良区に提出しなければならない。

3 総代の代理人は、書面により代理権を証明しなければならない。

(議決方法の特例等)

第20条 総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定、変更、土地改良事業の廃止、役員  
の改選、規約の設定、変更及び廃止、維持管理規程の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更  
及び廃止並びに合併及び解散その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、  
あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第21条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総代会を召集して、総代の半数以上の出席がない  
ため、さらに20日以内に同一の目的で召集された総代会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれに  
伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り、総代の3分の1以上が出席し、その議決  
権の過半数で決することができる。

(議長)

第22条 総代会の議長は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。

(准組合員等の意見の陳述)

第23条 准組合員等は、総代会において議長の許可を得て意見を述べることができる。

2 前項の規定により、総代会において意見を述べようとする准組合員等は、総代会の会日の2日前  
までに、当該意見の内容を明らかにして、当該総代会に出席する旨をこの土地改良区に申し出な  
ければならない。

3 この土地改良区は、やむを得ない理由により前項の申出をした准組合員等の一部を総代会に出席  
させることが困難なときは、これらの准組合員等に対して、書面により意見の提出を求めること  
ができる。

(総会)

第24条 第18条から前条までの規定は、総会について準用する。

## 第4章 役員

(役員の数)

第25条 この土地改良区の役員定数は、理事20人及び監事3人とする。

2 前項の理事定数のうち、2人は組合員ではない者とする。

3 第1項の監事定数のうち、2人は組合員とし、1人は法第18条第6項各号の全てに該当する者とする。

4 第1項の理事定数のうち、2人は女性とする。

(役員選挙)

第26条 役員は、総代が総代会において選挙する。

2 この定款に定めるもののほか、役員選挙に関し必要な事項は、附属書役員選挙規程で定める。

(理事長及び副理事長)

第27条 理事は、理事長1人及び副理事長1人を互選するものとする。

第28条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠員のとき  
は、新たに理事長を互選するまでの間その職務を行う。

3 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長、副理事長ともに事故あると  
きは、その職務を代理し、理事長、副理事長ともに欠員のときは新たに理事長等を互選するまでの間そ  
の職務を行う。

(事務の決定)

第29条 この土地改良区の事務は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規約の定めるところ  
により、軽易な常務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第30条 監事は、少なくとも毎事業年度2回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果  
につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。

(役員任期等)

第31条 役員の任期は4年とし、総選挙により選挙された役員の就任の日から起算する。ただし、法第29条の3第1項及び第134条第2項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消による選挙によって選挙される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選挙が、役員の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(役員の失職)

第32条 理事又は監事とその被選挙権を失ったとき又はその所属する被選挙区を異動したときは、その職を失う。

## 第5章 経費の分担

(経費分担の基準)

第33条 第4条第1項に掲げる事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、各地区の実情に応じて組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。ただし、換地処分公告のあった後においては、当該換地処分に係る換地計画において定められた換地交付基準に比例して賦課する。

2 前項の規定にかかわらず各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、組合員に対し、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき地積割に賦課する。ただし、畑については、田の2分の1の標準による。

(分担金)

第34条 この土地改良区は、法第91条の規定に基づき県営事業の分担金を負担する。

2 前項の分担金に充てるための賦課金は、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき次に掲げる基準により各地域ごとに地積割に賦課する。

(賦課徴収の方法)

第35条 前2条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は、総代会で定める。

(夫役の履行)

第36条 夫役を賦課された者は、その便宜に従い、本人自らこれにあたり、または代人をもってこれを履行することができる。

2 前項の規定による履行については、金銭をもって代えることができる。

(准組合員による賦課金等の分担の申出)

第37条 准組合員が、その資格に係る権利の目的たる土地の組合員と賦課金及び夫役現品の分担をしようとするときは、その組合員の同意を得て、賦課金及び夫役現品の分担方法並びにその分担を開始する時期を書面でこの土地改良区に申し出なければならない。

(賦課金等の分担方法の変更の申出)

第38条 准組合員は、賦課金及び夫役現品の分担方法を変更し、又は分担を終了しようとするときは、その資格に係る権利の目的たる土地の組合員の同意を得て、変更した分担方法を書面でこの土地改良区に申し出なければならない。

(准組合員による賦課金等の分担)

第39条 准組合員が、第37条第1項の申出をしている場合には、第33条から第36条までの規定により組合員に対して賦課すべき賦課金及び夫役現品は、その申出に係る分担方法に応じて、その組合員及び准組合員に対して賦課する。

(組合員間による賦課金等の分担の申出)

第40条 他の組合員の資格に係る農地につき所有権を有する組合員又は所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする組合員が、当該他の組合員の同意を得て、当該農地に係る賦課金及び夫役現品の分担をしようとするときは、第37条から前条までの規定を準用する。

(特別徴収金)

第41条 法第36条の3の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第47条の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

第42条 この土地改良区は、法第91条の2の規定に基づき、県営土地改良事業に係る特別徴収金を負担する。

2 前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

(督促)

第43条 法第39条の規定に基づく督促は、その納付期限後60日以内に督促状を発してこれをするものとする。

(過怠金)

第44条 第33条、第34条、第39条、第41条又は第42条の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し、又は定期内に履行せず、若しくは夫役現品に代わるべき金銭を納めない場合には、その滞納の日数に応じて滞納額につき年利14.6%の割合で計算した額の延滞金並びに督促状を発した場合には督促手数料100円を過怠金として徴収する。

2 前項の滞納金又は過怠金を市が処分する場合には、さらにその徴収金額の100分の4に相当する額を過怠金として徴収する。

3 前2項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

(土地改良施設の管理への協力)

第45条 この土地改良区は、第4条第1項の事業に関し、施設管理准組合員に対し、その土地改良施設の維持管理への協力を求めることができる。

2 前項の規定による土地改良施設の管理への協力の時期、内容及び方法は、総代会で定める。

## 第6章 雑 則

(係及び委員会)

第46条 この土地改良区の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として係を置く。

2 この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置く。

3 理事会は、前2項に規定する各係又は委員会ごとに担当理事を定める。

(加入金)

第47条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収する。

2 前項の加入金の額は、10aにつき金1,000円の範囲内において総代会の議決により定める。

3 加入金は基本財産に繰り入れるものとする。

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第48条 前条の規定による加入金、法第42条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭、法第53条の8第2項の規定により徴収すべき金銭、同条第3項の規定により徴収すべき仮清算金及び換地計画において定める清算金については、第44条の規定を準用する。

(基本財産)

第49条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。

2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

(財産の分配の制限)

第50条 この土地改良区の財産については、解散（合併の場合を除く。）のときでなければ組合員に分配することができない。

(事業年度)

第51条 この土地改良区の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(電磁的方法)

第52条 この定款の規定により、書面を交付することとされる通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

2 この定款の規定により、作成、保存又は縦覧を行う書面については、規約の定めるところにより、書面に代えて、電磁的記録により行うことができるものとする。

(委任)

第53条 この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

## 附則

(平成15年 4月 1日制定)

1. この定款は、知事の認可の日(平成15年 4月 1日)から施行する。

(平成15年 7月16日改正)

2. この定款は、知事の認可の日(平成15年 7月16日)から施行する。

(平成17年 4月15日改正)

3. この定款は、知事の認可の日(平成17年 4月15日)から施行する。

(平成18年 3月19日改正)

4. この定款は、知事の認可の日(平成18年 4月 4日)から施行する。

(平成20年 3月28日改正)

5. この定款は、知事の認可の日(平成20年 4月 4日)から施行する。

(平成23年 4月16日改正)

6. この定款は、知事の認可の日(平成23年 5月16日)から施行する。

(平成24年 3月18日改正)

7. この定款は、知事の認可の日(平成24年 3月19日)から施行する。

(平成25年 7月28日改正)

8. この定款は、知事の認可の日(平成25年 8月12日)から施行する。

(平成26年 3月16日改正)

9. この定款は、知事の認可の日(平成26年 3月31日)から施行する。

(平成26年 7月16日改正)

10. この定款は、知事の認可の日(平成26年 8月11日)から施行する。

(平成27年 3月15日改正)

11. この定款は、知事の認可の日(平成27年 4月 3日)から施行する。

(平成27年 7月 8日改正)

12. この定款は、知事の認可の日(平成27年 8月 3日)から施行する。

(平成28年 3月 6日改正)

13. この定款は、知事の認可の日(平成28年 3月14日)から施行する。

(平成28年 7月 2日改正)

14. この定款は、知事の認可の日(平成28年 7月14日)から施行する。

(平成29年 3月 4日改正)

15. この定款は、知事の認可の日(平成29年 3月 8日)から施行する。

(平成30年 3月11日改正)

16. この定款は、知事の認可の日(平成30年 3月20日)から施行する。

(平成31年 3月 3日改正)

17. この定款は、知事の認可の日(平成31年 3月12日)から施行する。

(令和 2年 3月 8日改正)

18. この定款は、知事の認可の日(令和 2年 3月19日)から施行する。

(令和 2年 7月19日改正)

19. この定款は、知事の認可の日(令和 2年 7月29日)から施行する。

令和2年度地区編入の瀬田石地区については、当該年度の賦課金は徴収しない。

(令和 3年 3月 7日改正)

20. この定款は、知事の認可の日(令和 3年 3月17日)から施行する。

(令和 3年 7月18日改正)

21. この定款は、知事の認可の日(令和 3年 7月26日)から施行する。

令和3年度地区編入の毛馬内北部地区については、当該年度の賦課金は徴収しない。

(令和 4年 6月26日改正)

22. この定款は、知事の認可の日(令和 4年 7月 1日)から施行する。

令和4年度地区編入の甚兵エ川原地区については、当該年度の賦課金は徴収しない。

(令和 5年 3月26日改正)

23. この定款は、知事の認可の日(令和 5年 4月 6日)から施行する。

(令和 5年 6月24日改正)

24. この定款は、知事の認可の日(令和 5年 6月29日)から施行する。

令和5年度地区編入の柴内地区については、当該年度の賦課金は徴収しない。

(令和 6年 3月 8日改正)

25. この定款は、知事の認可の日(令和 6年 3月18日)から施行する。

(令和 6年 5月29日改正)

24. この定款は、知事の認可の日(令和 6年 6月 7日)から施行する。

令和6年度地区編入の神田地区については、当該年度の賦課金は徴収しない。